

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院施設管理規程

平成28年4月1日

改正 平成29年7月27日

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の構内及び施設の管理に関し必要な事項を定めることにより、その保全及び秩序の維持を図り、業務の円滑な遂行を期することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 構内 法人の敷地として現に使用している区域をいう。
- (2) 施設 前号に掲げる構内に所在する各施設をいう。
- (3) 職員等 法人と雇用関係にある者のほか、法人の名において法人のために職務を行う者をいう。

### (施設管理者等)

第3条 理事長は、この規程に基づき構内及び施設（以下「施設等」という。）の管理を行うため、各施設に施設管理者を置く。

- 2 施設管理者は、病院長、学校長及び施設長をもってこれに充てる。ただし、構内については病院長が統括して管理する。
- 3 施設管理者は、必要に応じて職員のうちから補助者を指定することができる。

### (職員等の協力義務)

第4条 職員等は、この規程に基づいて施設管理者又は補助者が施設等の取締りに関し必要な指示をしたときは、その指示を誠実に守らなければならない。

### (許可を要する行為)

第5条 施設等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、事前に施設管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 多数集合して施設等に立ち入ること。
- (2) 業務以外の目的をもって、施設又は設備を使用すること。
- (3) 物品の販売及び勧誘、寄附金の募集、署名の収集又はその他これらに類する行為をすること。

- (4) ビラ、ポスターその他の文書図画を掲示又は配布すること。
- (5) 録音、録画及び写真撮影等を行うこと。
- (6) 使用可能区域以外で携帯電話等を使用すること。

2 施設管理者は、施設等における秩序の維持又は施設等及び診療の適正な管理並びに災害の防止に支障がないと認めた場合に限り、前項の許可をするものとする。この場合において、施設管理者は、条件を付することができる。

(中止命令等)

第6条 施設管理者又はその補助者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、その行為の中止又は退去を命ずるものとする。ただし、施設管理者が正当な理由があると認める場合又は施設等及び診療の秩序の維持上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定による許可を受けるべき行為を許可を受けないで行っている者及び許可に付した条件に反して行っている者
- (2) 診療上妨げとなる行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
- (3) 施設等において職員等及び患者に面会を強要する者
- (4) 施設等に銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み、又は持ち込もうとする者
- (5) 施設等において建物、立木、工作物その他の施設を破壊し、破損し、若しくは汚損する行為をし、又はこれらの行為をしようとする者
- (6) 施設等において、テント、なわばり、くいその他これらに類する施設物を設置し、又は設置しようとする者
- (7) 施設等において、携帯用拡声器等を使用し、放歌高唱し、その他施設等の静穏を害する行為をしている者
- (8) 施設等において、旗、幕、プラカードその他これらに類する物を掲げている者
- (9) 施設等において、職務に関係のない文書図画を配布し、又は配布しようとする者
- (10) 施設等において、座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為をしている者
- (11) 施設等において職員等の職務を妨害する者
- (12) 施設等において金銭、物品等の寄附を強要し、又は押し売りする者

(13) 施設等においてたき火等火災予防上危険を伴う行為をし、又はこれらの行為をしようとする者

(14) 前各号に掲げるもののほか、施設等における秩序の維持、施設等及び診療の適正な管理又は災害の防止に支障のある行為をする者

(撤去命令)

第7条 施設管理者又は補助者は、次の各号のいずれかに該当するものがある場合において、その施設等における秩序の維持、施設等及び診療の適正な管理又は災害の防止のため必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又は当該各号に掲げる行為をした者（以下「所有者等」という。）にその撤去を命ずるものとする。

(1) 第5条第1項の許可を受けないで、又は同条第2項により付された条件に違反して掲示又は配布、放置されたビラ、ポスターその他の文書図画

(2) 施設等に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物

(3) 施設等に設置されたテント、なわばり、くいその他これらに類する施設物

(4) 施設等に掲げられた旗、幕、プラカードその他これらに類する物

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等における秩序の維持、施設等及び診療の適正な管理又は災害防止に支障のある物

2 施設管理者又は補助者は、前項各号に掲げるものの所有者等が前項の命令に従わないとき、若しくはその者が判明しないとき、又は施設等における秩序の維持、施設等及び診療の適正な管理若しくは災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、みずから、これを撤去することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月27日改正）

この規程は、平成29年7月27日から施行する。